

令和 2 年 9 月 2 4 日

令和 2 年 第 3 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 9 月 2 4 日 (木)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 2 時 4 3 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番 高 山 豊 彦 3 番 藤 井 清 隆

4 番 村 山 一 彦 5 番 吉 田 哲 也

6 番 井 上 武 津 男 7 番 岡 田 泰 正

8 番 岡 本 正 意 9 番 畑 武 志

1 0 番 小 西 啓

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	8番岡本正意
	9番畑武志

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和元年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和元年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 3号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 4号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 5号 令和元年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 6号 令和元年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
認定第 7号 令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 3 同意第 1号 監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第 37号 土地改良事業の施行について（災害復旧）
- 日程第 5 議案第 38号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第4号）
議案第 39号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
議案第 40号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2
号）
議案第 41号 令和2年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1
号）

議案第 4 2 号 令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 発議第 5 号 通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填による減収対策を求める意見書

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦勞さまでございます。

ただいまから、令和 2 年和束町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、8 番、岡本正意議員、9 番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、認定第 1 号から認定第 7 号まで、令和元年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び令和元年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡田泰正議員。

○決算特別委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第 1 号から認定第 7 号まで、令和元年度和束町一般会計歳入歳出決算及び令和元年度和束町特別会計歳入歳出決算については、9 月 1 0 日開会の第 3 回定例会本会議において提案され、これを受けて議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、9 月 1 5 日及び 1 6 日の 2 日間にわたり審査を行いました。審査に当たっては村山監査委員から決算審査意見書の報告を、副町長らは主な施策の成果を説明された後、各所管課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

令和元年度の一般会計他6特別会計の決算額は、歳入53億2,728万円、歳出51億7,583万円、歳入歳出差引額1億5,545万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,837万円を控除した実質収支額も1億3,308万円の黒字となりました。

昨年は、急激に進む少子化への対策として、18歳までの医療費無償化や小・中学校の給食費・修学旅行費の無償化を引き続き実施し、新たに保育園の給食費の無償化や保育時間の延長など、子育てにやさしいまちづくりをさらに拡充された。

また、地方創生推進交付金事業の取組として、昨年度に引き続き、教育型観光である修学旅行生やインバウンド観光客など農家民泊の受入れも実施され、住民の積極的な受入れは、まちづくりの大きな成果となりました。

しかし、今年に入ってから、新型コロナウイルス感染防止のため事業も自粛せざるを得ない状況となり、現時点においてもキャンセルが続いており、コロナ禍の中、厳しい状況となっている。

来年5月に開催予定の世界マスターズゲームズに向けた環境整備やマウンテンバイクの大会、啓発事業にも取り組まれた。

また、安心・安全で快適な暮らしが実感できるよう、町道拡幅改良工事や橋りょうの点検・補修設計業務委託、近年の異常気象による台風や大雨に対応するため防災マップを作成し、災害対策用備蓄品として保存食・保存飲料水の更新や避難所へのエアマットも購入された。

また、府道宇治木屋線犬打峠トンネル開通に向けた工事も令和6年3月完成に向け本格的に進み始めた中、将来を見据えたまちづくりに取り組まれている。

そのほか、有害鳥獣対策、グリーンティ和束周辺の駐車場整備事業や茶業振興、観光振興など、第4次総合計画の六つの協働プログラムを基本に、住民と共につくり上げていくまちづくりを進められた。

一方、財政状況においては財政力指数は0.212と若干悪化し、財政構造の弾力

性を示す経常収支比率は公営企業に係る元利償還金等が増え年々上昇し、平成27年度と比較すると10.6ポイントも悪化しており、財政の硬直化が見られます。今後、総合保健福祉施設整備や橋りょう整備など計画されているが、厳しい財政状況の中、限られた財源で取捨選択し、事業を執行していかなくてはなりません。

各委員からは、町税や使用料の不納欠損額や滞納額の内訳について、徴収については評価するが、今後も公平性の観点から滞納者へ適切な対応を早急に講じ処理していただきたい。また不納欠損にならないように行政としてどれだけ努力したか、滞納者に対する対応がより重要である。

町税についても滞納は徴収も大事だが、機械的に京都地方税機構任せにするのではなく、移管前に状況を十分把握し、納税者の実態をつかんだ中で適切な処理をされたい。

昨年は晩霜被害の影響もあり、町民税が減少している。令和2年度においてもコロナの影響で厳しい状況である。若者が流出し、国調人口減により地方交付税も減額となることが懸念されるが、今後の展開は。

国保診療収入が約8%減少している。どう分析をされているのか。今後、総合保健福祉施設整備も計画されているが、施設についても状況を十分把握検討し、事業を進めていただきたい。

路線バス運行維持補助金が3,700万円を超え、かなり大きい負担となっている。利用促進の努力はされているが、利用が進まない原因は、利用者の実態は、このほか、今年の決算は例年に比べ不用額が多いように思う理由は、グリーンスローモビリティの試験運行の結果と評価、課題は、文化的景観調査研究委託の調査結果とその後どうするか、ふるさとイベント誘客促進事業の内容と結果、次の展開は、障害者自立支援や重度心身障害者老人健康管理の内容は、職員の勤務態度や指導など多岐にわたり活発な質疑が交わされました。

町長は、1年を通じて子育て施策が一番印象に残っている。今後もウィズコロナの

中でまちづくりを前進させていくことが最も大切です。1年1年、木が年輪を刻み、遅々として確実に成長していくように、和東町のまちづくりも年輪を刻みながら、いわゆる年輪行政として充実した住みよいまちづくりを目指し、全力で取り組んでいきたい。また、大きな課題であるとされました。

詳細については、後日、会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。また、賛成討論として井上委員からは一般会計に、高山委員は国民健康保険特別会計に、吉田委員は下水道事業特別会計に、藤井委員は後期高齢者医療特別会計に、畑委員は介護保険特別会計にそれぞれ賛成の意見を述べられました。

決の結果は次のとおりでした。

認定第1号 令和元年度和東町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決

認定第2号 令和元年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は賛成者多数で可決

認定第4号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決

認定第5号 令和元年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決

認定第6号 令和元年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決

認定第7号 令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決

以上のとおり、令和元年度和束町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、9月18日決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、令和元年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び令和元年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3、同意第16号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第16号の提案理由を申し上げます。

和束町監査委員に大西 茂氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を賜りたく、提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案書の説明をさせていただきたいと思います。議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

同意第16号

監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府相楽郡和東町大字杣田

氏名 大西 茂

年齢 68歳

令和2年9月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、大西氏の略歴書になっております。お目通しのほうをお願いしたいわけですが、私のほうより少し説明を付け加えさせていただきたいと思います。

大西氏につきましては、加茂町役場での在勤時には総務課長を、また、木津川市役所では保健福祉部長、教育部長などを努められ、行政事務及び財政事務全般に精通されておられる方でございますので、ご同意いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第16号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第16号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第37号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第37号の提案理由を申し上げます。

令和2年6月18日から19日にかけての梅雨前線豪雨災害により発生した農業用施設災害復旧工事を施工するに当たり、土地改良法第96条の4において準用する同法第49条第1項の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案をさせていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案の内容について説明させていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第37号

土地改良事業の施行について（災害復旧）

和東町において、災害復旧事業を下記のとおり施行することについて、土地改良法

第96条の4において準用する同法第49条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

事業名 : 災害復旧事業
工事名 : 農地農業用施設災害復旧工事
内容 : 令和2年発生災害
数量 : 1件
金額 : 500万円

令和2年9月24日提出

和東町長 堀 忠雄

今回の災害について若干の説明をさせていただきます。

本年6月の梅雨前線豪雨により被災したもので、場所は撰原地内、口林農道の災害復旧でございます。復旧工事については9月3日に農業用施設災害査定を受験し、災害復旧の決定を受けております。

審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 37 号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 37 号 土地改良事業の施行について（災害復旧）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 38 号 令和 2 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 39 号 令和 2 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 40 号、令和 2 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 41 号 令和 2 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 42 号 令和 2 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 38 号から議案第 42 号の提案理由を申し上げます。

議案第 38 号 令和 2 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）は、第 1 号から第 3 号補正に引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策・感染拡大防止対策として、特別定額給付金の基準日以降に出生した子どもを対象とした「新生児特別定額給付金事業」、事業者の事業継続や売上回復等を支援するための「事業者応援給付金事業」、農泊受入れ時の新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費に係る支援として「農泊新型コロナ感染予防対策支援金事業」、茶源郷行政情報配信システムの機能強化・更新事業などを実施するとともに、町道維持修繕事業や災害復旧事業、コンビニ交付サービス導入事業等において

議案第 39 号 令和 2 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、事業勘定における新型コロナウイルスに係る国民健康保険税の減免等に

において

議案第40号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、白
栖地区減圧弁更新等配水管布設替工事業等において

議案第41号 令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、曝気
機コンバータ・インバータ更新等の中央浄化センターに係る各種設備
修繕等において

議案第42号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、保険事
業勘定における新型コロナウイルスに係る介護保険料の減免等におい
て

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第38号

令和2年度和束町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,450万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,510万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年9月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款町税、3億6,887万8,000円、△324万円、3億6,563万8,000円。

13款分担金及び負担金、7,135万3,000円、87万7,000円、7,223万円。

15款国庫支出金、8億732万3,000円、7,843万2,000円、8億8,575万5,000円。

16款府支出金、1億6,633万5,000円、797万1,000円、1億7,430万6,000円。

18款寄付金、15万6,000円、23万円、38万6,000円。

19款繰入金、2億5,463万3,000円、2万8,000円、2億5,466万1,000円。

20款繰越金、2,060万1,000円、380万2,000円、2,440万3,000円。

22款町債、4億6,390万円、640万円、4億7,030万円。

歳入合計。

39億4,060万円、9,450万円、40億3,510万円でございます。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款議会費、5,573万4,000円、4,000円、5,573万8,000円。

2 款総務費、1 億 6,194 万 1,000 円、4,231 万 1,000 円、1 億 4
25 万 2,000 円。

3 款民生費、7 億 6,074 万 4,000 円、△59 万 9,000 円、7 億 6,014
万 5,000 円。

4 款衛生費、5 億 5,778 万 5,000 円、382 万円、5 億 6,160 万 5,00
0 円。

5 款農林業費、1 億 6,611 万 8,000 円、717 万 9,000 円、1 億 7,32
9 万 7,000 円。

6 款商工費、1 億 651 万 5,000 円、1,912 万 7,000 円、1 億 2,565
万 2,000 円。

7 款土木費、2 億 8,213 万 4,000 円、877 万 7,000 円、2 億 9,091
万 1,000 円。

8 款消防費、2 億 3,360 万 6,000 円、8 万 1,000 円、2 億 3,368 万 7,
000 円。

10 款災害復旧費、651 万 5,000 円、1,380 万円、2,031 万 5,000
円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続いて、めくっていただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の
方法、補正後、限度額、起債の方法、利率償還の方法の順に説明申し上げます。

災害復旧事業、560 万円、証書借入又は証券発行、年 5.0%以内（ただし、利
率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の
見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融
資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町
財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換

えることができる。

補正後の限度額でございます。

930万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、臨時財政対策債でございます。

補正前5,660万円、補正後5,930万円。

計でございますが、補正前6,220万円、補正後6,860万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和2年度和束町一般会計補正予算（第4号）No.38により説明をさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては、総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。歳入につきましては、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正額△324万円でございます。

これにつきましては、1節現年課税分ということで、内訳といたしまして、均等割で4万9,000円の減額、所得割で319万1,000円の減額ということで計上させていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額533万6,000円でございます。

1節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金533万6,000円計上をさせていただきます。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で4,687万7,000円の補正額でございます。

主な内容といたしましては、1節総務管理費補助金で3,632万5,000円。内訳といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（住基システム）と

ということで222万5,000円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（行政情報配信システム）ということで3,410万円。

また、2節戸籍住民登録費補助金で957万円、主な内訳といたしまして、小規模自治体コンビニ交付サービス実証実験補助金620万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備補助金（戸籍附票）で255万2,000円でございます。

同款、同項、3目民生費国庫補助金で補正額が200万円でございます。

内訳といたしまして、2節児童福祉費補助金で新型コロナ対応地方創生臨時交付金（新生児定額給付金）ということで200万円計上をさせていただいております。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金で635万9,000円の補正額でございます。

内訳といたしまして、2節林業費国庫補助金で新型コロナ対応地方創生臨時交付金（有害鳥獣対策）として635万9,000円計上させていただいております。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で1,786万円の補正額でございます。

1節商工費補助金で新型コロナ対応地方創生臨時交付金（事業者応援給付金）ということで1,618万円、7ページ、8ページでございますが、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（農泊感染対策支援）ということで148万円計上をしております。

16款府支出金、2項府補助金、6目土木費府補助金で250万円の補正額でございます。

2節道路橋りょう費補助金ということで、きょうと連携交付金（町道維持修繕工事）で250万円の計上をさせていただいております。

同款、同項、9目災害復旧費府補助金で325万円。

1節農林業施設災害復旧費補助金ということで、農業用施設災害復旧に係る補助金で325万円計上をしております。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で380万2,000円の補正額でございます。

これにつきましては、1節前年度繰越金であります。

22款町債、1項町債、9目災害復旧債で370万円の補正額でございます。

内訳といたしまして、1節農林業施設災害復旧債で110万円、2節公共土木施設災害復旧債で260万円の計上をしております。

同款、同項、10目臨時財政対策債で270万円の補正額となっております。

1節臨時財政対策債でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。歳出につきましても、主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額200万2,000円でございます。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で197万円、これにつきましては、京都府町村会情報センター負担金ということでよろしくをお願いいたします。

同款、同項、3目文書広報費で補正額が3,410万6,000円でございます。

内訳といたしまして、12節委託料、茶源郷行政情報配信機器更新等委託料で1,210万円、17節備品の購入費で2,200万円、行政情報配信システム備品ということで計上をさせていただいております。

続いて、同款、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で621万3,000円の補正額でございます。

これにつきましては、11ページ、12ページでございますが、18節負担金補助及び交付金ということで594万円、既存住基システム改修ということで、コンビニ交付対応の負担金でございます。

同款、同項、4目戸籍電算化事業費で△305万8,000円の補正でございます。

内訳といたしまして12節委託料ということで、戸籍情報システム改修委託料68万2,000円の減額、戸籍附票システム改修委託料で237万6,000円の減額と

なっております。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費で補正額が116万9,000円でございます。

主なものにつきましては、19節扶助費ということで、老人福祉施設措置費ということで115万2,000円計上をさせていただいているところでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で補正額207万6,000円でございます。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、新生児特別定額給付金200万円を計上させていただいております。

同款、同項、3目保育所費で235万3,000円の補正でございます。

主なものとしたしましては、14節工事請負費ということで153万1,000円計上させていただいております。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費で382万円の補正額でございます。

これにつきましては、27節繰出金ということで、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費で635万9,000円の補正でございます。

内訳といたしまして、18節負担金補助及び交付金ということで、有害鳥獣関係事業補助金ということで計上させていただいております。

6款商工費、1項商工費、1目商工費で1,618万円の補正でございます。

主なものとしたしましては、15ページ、16ページの18節負担金補助及び交付金で事業者応援給付金1,610万円を計上させていただいております。

同款、同項、2目観光費で294万7,000円の補正でございます。

主なものとしたしましては、18節負担金補助及び交付金で農泊新型コロナ感染予

防対策支援金ということで140万円計上をさせていただいております。

7款土木費、1項道路橋りょう費、2目道路維持費で875万5,000円の補正額でございます。

主なものとしたしましては、12節委託料、町道台帳整備業務委託料で350万円、14節工事請負費で町道維持修繕工事で500万円を計上させていただいております。

続いて、10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正額580万円でございます。

これにつきましては、14節工事請負費ということで、農業用施設災害復旧工事費を計上しております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費で800万円の補正額でございます。

内訳といたしまして、14節工事請負費、道路橋りょう災害復旧工事費ということでよろしくをお願いいたします。

19ページ以降につきましては給与費明細を付けさせていただいております。また、お目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

なお、特別会計につきましてはそれぞれの課長から説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

続きまして、私から議案第39号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第39号

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,670万円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月24日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正をご覧いただきたいと思えます。

まず、1. 歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款国民健康保険税、1億3,503万5,000円、△2,377万9,000円、1億1,125万6,000円。

3 款国庫支出金、0円、649万3,000円、649万3,000円。

4 款府支出金、5億1,402万3,000円、613万1,000円、5億2,015万4,000円。

7 款繰越金、1,000円、765万5,000円、765万6,000円。

歳入合計。

補正前の額、6億9,020万円、補正額△350万円、計6億8,670万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、279万1,000円、12万7,000円、291万8,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 7,708 万 7,000 円、△ 559 万 6,000 円、1 億 7,149 万 1,000 円。

6 款保健事業費、1,166 万 9,000 円、2 万円、1,168 万 9,000 円。

9 款諸支出金、40 万 2,000 円、194 万 9,000 円、235 万 1,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 39、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

なお、1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、5 ページ、6 ページの歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額が△ 2,375 万 5,000 円でございます。

内訳といたしましては、1 節医療給付費分現年課税分で△ 1,536 万円 9,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で△ 563 万 9,000 円、3 節介護納付金分現年課税分で△ 274 万 7,000 円でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目災害等臨時特例補助金、補正額が 629 万 7,000 円でございます。

1 節災害等臨時特例補助金で医療保険給付諸費として 584 万 1,000 円、介護保険制度運営推進費として 45 万 6,000 円の補正でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、613 万 1,000 円の補正でございます。

2 節特別交付金で特別調整交付金分の市町村分でございます

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で 765 万 5,000 円の補正でございます。

1 節前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なもののみとさせていただきます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分として△559万6,000円でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金で559万6,000円の減額でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金利子及び還付加算金、1 目保険税還付金として194万9,000円の補正でございます。

2 2 節償還金利子及び割引料ということで194万9,000円でございます。そのうち償還金ということで、コロナの減免の関係で192万9,000円の補正でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第40号、第41号についての説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第40号

令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,120万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年9月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

これも同様、第1表の補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1表 歳入。

1款使用料及び手数料、6,706万6,000円、10万円、6,716万6,000円。

9款町債、1,710万円、1,810万円、3,520万円。

歳入合計。

1億6,300万円、1,820万円、1億8,120万円。

おめくりください。歳出でございます。

1款総務費、6,779万2,000円、△180万円、6,599万2,000円。

2款施設費、300万円、2,000万円、2,300万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

おめくりください。

第2表 地方債の補正

1. 追加

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

水道施設整備事業、2,000万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、

利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。計2,000万円。

2 変更

こちららも起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

資本費平準化債、1,710万円、証書借入又は証券発行。利率、償還の方法につきましては、1.追加と同様でございます。計1,710万円。

補正後、限度額1,520万円、1,520万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

歳入につきましては、1款使用料及び手数料、2項手数料、2目給水装置工事業者指定手数料、補正額として10万円でございます。本年度から給水指定事業者の更新が始まりました。その関係で更新手数料として10万円補正させていただきます。

9款町債、1項町債、1目施設費債、1節施設債で水道施設整備事業債2,000万円、資本費平準化債で△190万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。一般管理費につきましては、職員の関係の人件費が主なものでございます。

2款施設費、1項施設費、1目施設費、14節工事請負費、統合簡易水道整備事業として2,000万円。こちらにつきましては、白栖地内の工事を予定しております。

おめくりいただきまして、給与費明細でございます。後ほどお目通しのほうをよろ

しくお願いいたします。

続きまして、議案第41号、議案書をお願いいたします。

議案第41号

令和2年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,360万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月24日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

第1表 歳入から説明させていただきます。

こちらも同様、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、110万円、18万円、128万円。

2 款繰入金、1億6,571万9,000円、382万円、1億6,953万9,000円。

歳入合計。

2億6,960万円、400万円、2億7,360万円。

おめくりください。歳出でございます。歳出も同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、4,761万9,000円、△236万3,000円、4,525万6,000円。

2 款管理費、4,994万1,000円、636万3,000円、5,630万4,0

00円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、事項別明細書をお開きください。

こちらも同様、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、1節受益者分担金、現年度分18万円。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。一般会計から382万円繰入れさせていただきます。

歳出でございます。おめくりください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。一般管理費につきましては、職員の人件費の補正でございます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、10節需用費の修繕費で636万3,000円でございます。

おめくりいただきまして、給与費明細でございます。後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

議案第40号、第41の説明とさせていただきます。審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私からは、議案第42号を説明させていただきます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第42号

令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,900万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月24日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款保険料、1億2,387万8,000円、△718万3,000円、1億1,669万5,000円。

3款国庫支出金、1億5,650万6,000円、253万3,000円、1億5,903万9,000円。

4款支払基金交付金、1億7,255万8,000円、2万9,000円、1億7,258万7,000円。

5款府支出金、9,812万5,000円、1万7,000円、9,814万2,000円。

7款繰入金、1億932万6,000円、1万7,000円、1億934万3,000円。

9款繰越金、800万円、518万7,000円、1,318万7,000円。

歳入合計。

補正前の額 6 億 6,840 万円、補正額 60 万円、計 6 億 6,900 万円。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も歳入と同様の説明をさせていただきます。

4 款地域支援事業費、3,328 万 7,000 円、10 万円、3,338 万 7,000 円。

7 款諸支出金、871 万 9,000 円、50 万円、921 万 9,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料 No. 42、予算に関する説明書、令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、保険事業勘定をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、5 ページのほうをよろしくお願いたします。

まず、歳入からでございます。主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額△718 万 3,000 円。

主なものといたしまして、1 節現年度分特別徴収保険料で△558 万 3,000 円、2 節現年度分普通徴収保険料で△160 万円でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目特別調整交付金、補正額 100 万円。これにつきましては、特別調整交付金、コロナ関連の減免に係るものでございます。

同款、同項、8 目介護保険災害等臨時特例補助金、補正額 150 万円。これにつきましても、介護保険災害等臨時特例補助金ということで、これにつきましてもコロナ関係に係ります保険料の減免に係るものでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 518 万 7,000 円。これにつきましては、前年度の繰越金でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみ説明させていただきます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 5 0 万円。

これにつきましては、2 2 節償還金利子及び割引料といたしまして、コロナの関係に係ります減免の過誤納に係ります還付金ということでございます。

次ページ以降、給与費明細となっておりますので、また、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午前 1 0 時 5 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 0 時 3 5 分～午前 1 0 時 5 0 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

畑議員。

○9 番（畑 武志君）

それでは、何点かお聞きしてまいります。

今朝の京都新聞にビッグニュースが出ておりました。これは宇治田原町ですけど、「インフルエンザ予防接種無償化 6 5 歳以上」ということで、宇治田原がいち早く取り組まれたと、このように思うんです。隣の宇治田原町がされたんですから、和東町もそういう考えを持って取り組んでいかれるのか、その辺についてお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

畑議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

和東町としても、和東町高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱の中に今、同様の

内容を制定して、和東町の場合は9月16日付でこの横の決裁をしていると、こういうことです。

内容については課長から答弁させます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、町長からもありましたように、実施要綱に基づきまして、本来65歳以上の方につきましては定期接種という形を取らせていただいております。例年でございましたら11月からの接種ということで、お一人、年度内1回限りで1,500円自己負担していただきまして、残りにつきましては公費負担という形を取らせてもらっておったわけなんですけども、今年度につきましては、コロナとの同時流行等考えられますので、今年度に限りまして、時期を早めまして10月9日からの接種ということで、自己負担分につきましても全額公費負担させていただくと。

中途半端な10月9日、なぜ、この日に設定になったかということなんですけど、これにつきましては、相楽医師会のほうでご相談いただいた中で、相楽統一してこの時期から定期接種をやっというということで、予防接種のワクチンを製薬会社等に依頼していただきまして、早めの入荷をしていただいております。ということでやっておるものがございますので、今年度につきましては、先ほど町長からもありましたように、65歳以上のインフルエンザの予防接種につきましては、完全無償化を今年度実施させていただくということでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

課長、聞き取りにくかった点がありますので、もう一度確認をします。

10月9日から実施するということですね。高齢者については今まで1,500円払っておったんですが、今年度については要らないと、こういうことですね。分かりました。

今、和東町の対象者はどのぐらいの数を見ているんですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

対象者につきましては、おおよその数でしかございませんので、いつも予算の算定をさせていただいておりますのが、前年度の接種人数をベースにさせていただいております。昨年度、一昨年度も1,000人を超えたぐらいの人数に接種をいただいておりますのでございますので、今年度につきましては、無償化によりまして、1割でも2割でも多くの方が接種していただくとおぼしめして、無償化に踏み切ったということでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

1,000人程度ということでございます。今年の場合は特にコロナであるのか、インフルエンザであるのか分からんところがようけ出てくるように、このように思います。コロナにかかっても大変だし、インフルエンザにかかっても大変なんですけど、私も毎年毎年接種はしておるんです。1,500円ということですが、非常に助かると思うんです。

和東町の場合、これだけ高齢化率が高いということは当然だと、このように思います。よくぞ決心していただきました。ありがとうございます。これはこれ以上聞きません。

次にね、今回の大きな補正の目玉は茶源郷行政配信機器更新委託料1,200万円

です。これを今後どのようにされていくのか、総務課長、よろしく願いたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、和東町が今現在行っております茶源郷配信システムにつきましては、NTT西日本のほうのフレッツ光が和東町に導入されたということを受けまして、2015年、今から約5年前になるんですけども、光ボックスによるタウンチャンネルというのを開設させていただきました。

和東町ではこれまで防災行政無線、またホームページ、そしてこの光チャンネルによる情報発信を行うということで事業を進めてまいりました。しかしながら、この光ボックスのシステムにつきましては、やはり時代の流れといいますか、既に現在販売されているテレビ等にYouTubeと言われる、そういうインターネットを見られるようなテレビも出てきてまして、この光チャンネルの機械自体が売れなくなってきたということで、来年3月末をもって販売が終了します。その関係で、和東町は実際6年前に機械を購入させていただいたんですけども、その機械は動くのは動くんですけども、新しい情報がまるっきりできなくなったということで、今回、新型コロナウイルス感染症の防止を行うという観点から国の交付金を活用しまして、住民の皆様と双方向で、結局、家にいながら役場の職員なり社会福祉協議会、また商工会、地域包括支援センターと画面でお互いに遠隔でつながるようなサービスを構築したいと考えているところでございます。

なお、新サービスの名前につきましては、NTTのほうから頂いているのが「ささえあいコミュニティシステム」ということで現在検討をさせていただいているところでございます。

現在、和東町では光ボックスの機械でございますが、494台、住民の方に利用し

ていただいております。今回の予算で光ボックスに代わるシステム、端末といいますか、モニターといいますか、タブレットですね。今までテレビにつけていたものからタブレットとテレビと二通りあるんですけども、タブレット型を500台、そしてテレビに備え付ける今までのような新しい機械ですけども、これについては60台購入を予定させていただいているところでございます。

これによりまして、先ほど畑議員にお話ししましたように、地域包括支援センター、社会福祉協議会、商工会、診療所、また公共施設等役場という形で画面でつながるようなイメージを持っているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

当然これは議会中継も分かるんですね。私もときたま議会中継を見るんですけどね、動きは悪いわ、いろいろな苦情を聞いております。せっかく付けながら議会は何やっているのか分からんということで、今になってきたら見る気もしませんということをいろいろ聞いておりました。これは一歩進んだことだと、このように思うんです。

当然、高齢者の型でも、議会中継でも見やすくなったら簡単に見られると思うんです。しかし、今現在では使い方は分からん。1回言ったぐらいでは分からんということで、だんだん離れてきたと、このように思うんです。これはいつ頃から開始されて使えるようになるのか、その辺についてもお尋ねをします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、N T Tのほうでシステム開発中でございます。私ども、この補正予算を通り

ましたら、来年3月末までには全て完了するようにといいことで指示をさせていただきますといふふうを考へております。ですから、補正予算を通していただいた後、N T Tのほうに指示をさせていただきますして、6月議会がございませうので、3月中にシステムの完成、4月から6月の間に新しい機械に更新をしたいといふふうを考へているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

そうすると、せっかちなもんですから、6月には見られると。まだ分からんようですね。分かりました。これはひとつ期待しておきます。よろしくお願ひします。

それともう一つ、下水道事業特別会計で今回はまた382万円ですか、一般会計からの持ち出しがございませう。これは当初予算で1億6,500万円持ち出しておるんです。去年でも1億7,000万円前後持ち出しておるんですけどね、ただ、前も私、こういうことをお聞きしました。一般会計は全町民の方からです。しかし、下水道はエリア以外の方は皆無に等しい。その代わり合併浄化槽といふシステムになっておるわけですが、この持ち出し金は先日の決算特別委員会の中でも下水道の未収金のことが出ておりました。これが回収してきたら助かるんじゃないかと、このように思っています。これについて建設事業課長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

下水道の一般会計からの繰入金には基準がございませう。基準の繰入金の中で何とか運営をしていくといふことで、運営は頑張っているところでございます。それに対し

て、今、言われるように、滞納者に対するできるだけ徴収を努力しているというのが現状でございます。

ただ、下水道は建設当時に造った施設の償還する、いわゆる建設の費用ですね、これの償還金がかなり残っておりまして、その償還に充てる部分が多くなっております。そういうのも含めると、繰入金若干膨らんでいるというのは現実でございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

言われていることは十分、私も分かっているんですけどね、なくなってきたら持ち出すというようなことではいかなものかと、このように思います。これについては課長、重ね重ね、ひとつそっちの方向に向かっていくようにお願いします。

それから、皆さんまたあると思うんですけど、商工会の事業者支援給付金、これについて農村振興課長、説明いただきたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、5月の臨時会で茶業経営支援ということで給付金を支給させていただいたんですけど、今回は茶業関係以外の方の事業をされている方に対して、1件5万円の給付をするという事業でございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

分かりました。商工会全部に対してですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

商工会に入っておられない方もございますので、和東町に個人事業、それから法人事業の事業税の関係で課税させていただいているんですが、申告していただいている方に対しましての事業者ということでございます。商工会の方だけではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

1事業者に5万円ですか、それとも従業員に5万円じゃないですね。そこらを確認だけしておきます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。1事業者でございます。個人・法人1事業者につき5万円ということでございます。

○議長（小西 啓君）

ほか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今の畑議員の続きで申し訳ございません。

この事業者につきましては、臨時議会の中でも出てました民泊とか農泊とか、そういった方々はこの事業者の中に入っているですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

申告していただけている方であれば入ってます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。ありがとうございます。

あとですね、先ほどの茶源郷情報発信システムなんですが、タブレットなりテレビと接続するようなものということなんですが、この通信システムというのは今の光ボックスと同じように光回線を引いて行うものなのか。タブレットですからモバイル通信でいけるのか、そのあたりと、あと、モバイルでいく場合、中継器はどうなるのか、そこらあたりをお願いします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

高山議員からありましたように、ささえあいコミュニティというシステムにつきましては、あくまで光ボックスの延長になります。光ボックスを設置していただいてないところにつきましては、タブレットにつきましても利用ができないという形になりますので、光ボックスが設置されている家庭ということに限定になりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、この4月以降3月までの間ですね、住民の方からそういった光ボックスの設置ということで、それまでに光ボックスを申請をされた場合、それは継続されるということよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

私、先ほど言いましたように、実際、光ボックスの今の機械でございますが、494台、住民の方に利用されておまして、残り6台でございます。実際、来年4月から6月にかけて、本日、補正のご承認をいただきましたら指示をさせていただくということでございますが、やはり今回新規の方が出てきた場合につきましては、事情を説明して、来年4月以降に機械を貸与するという形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

次にですね、一般会計の14ページなんですが、新生児特別定額給付金なんですが、これにつきましては、いつまでの期間延長になっているのか、それと、1人当たりの金額を教えてくださいませんか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、4月27日まで国の制度でありました特別定額給付金、これ

以降出生された方ということで、4月28日以降お生まれになった方で令和3年3月31日までに出生された方につきまして、お一人10万円の給付を予定しておるところでございます。

今回の補正予算で200万円上げさせていただいております、これの根拠につきましては、今現在、福祉課のほうに母子手帳の取得等で想定される人数につきましては、おおよそ15名ということでございます。残りの5名分につきましては、転入等も考えられるということで、一応、20名分の予算のほうを今回計上させていただいたということでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

対象者の方は随分喜ばれると思います。ありがとうございます。

次に、16ページなのですが、農泊新型コロナ感染予防対策支援金140万円ございますが、これにつきましては、予防対策というのはどのような対策のことになるのかお聞きできますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

新型コロナウイルスの対策につきましては、農村民泊ということで和東町がこれまで進めてきました住民の皆さんに協力していただいた事業なのですが、コロナ対策ということで、マスク、消毒液、それから非接触型の検温器ということで、これらを含めまして、1世帯当たり2万円をということで考えております。

対象者につきましては、これまで登録していただいていた方で今後もこの農泊事業

にご協力いただける方、また、今後、今年の本までに農泊の受入れを新規に登録される方を対象に農泊の推進を進めて、引き続き、コロナ対策を講じながら進めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。ありがとうございます。

次にですね、同じ16ページなんですが、町道維持修繕工事500万円がございますが、これについて具体的に場所等を教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

町道維持修繕工事につきましては、小修繕を考えております。1年間を通してですけども、各区長さんのほうからいろいろな要望が上がってきています。大きな工事にならないものを大体まとめて一括で工事発注を考えておりまして、今、10か所ぐらいあります。それをまとめて町内全域で工事を発注したいということでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、グリーンスローモビリティで石寺コースということで、この10月からまた運行開始をされるということになります。見てますと、白栖から石寺の間の道路、かなり舗装が割れてるところであるとか、常に水がたまっているというところが何か所かございます。それと、石寺地内ですが、石寺の公民館あたりから丸塚橋までの間、舗装も大分傷んでいますし、以前20年ぐらい前ですか、拡幅工事をやっていただいた

ところ、そこにつきましても道の半分ぐらいから法面のほうにずれていっているような様子のところもございますので、そういったところもこの中で含まれているのかどうか教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

今、言われている丸塚線については、今回含んでおりません。もうちょっと小規模なもの、例えば、先ほど言われたように、路肩が数メートル落ちているところで通行に支障が出ているところとか、あと、極端なことを言いますと、軽自動車を通れるぐらいの橋で、地元の方が若干架け足しとかして車両が大きくなったところの補強修繕とか、何か所か今、出ておりますので、それをさきにまずやりたいということで考えています。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、言いましたように、今後、観光で継続して取り組んでいただくのであれば、安心して観光の方も走行できるような環境整備というのも必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います、それは今後になるかと思っておりますが。

それと、府道の関係になるんですが、交通安全の関係でお尋ねしたいんです。

以前から住民の方から原山のバス停のところに横断歩道があるんですが、その横断が湯船方面から来ると少し道路が下り坂になるんで非常に見にくい状況になる。通行する車両は相当の速度を出して横断するのに怖いということがございまして、その手前のほうに速度を落とさせていただけるような道路標示であるとか、そういったことを例えば公安なり道路管理者のほうに要請をお願いできないかなということもご

ございます。

それと、私はずっと町道を確認してますと、横断歩道が随分消えている場所がある。例えば、東石油の前ですともう色が全然ついてない。型だけ残っている。あと、和東茶カフェから出てきたところの宇治木屋線の横断歩道、あそこについてもほとんど消えています。ローソン前のところも長井側の横断歩道が消えていたり、小学校付近の例えばキザキ商店の前の横断歩道であるとか、何か所か薄くなっているところもございます。特に通学道路につきましては、そういったところですね、安全対策の意味でも横断歩道の塗り替えといたしますか、分かりやすい標示に府のほうに要請をお願いできたらと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の件につきましては、確かに私も確認はしております。毎年4月の終わりか5月の始め頃に、それから今回、秋は日も決まっています、10月1日の午後からなんですけども、小学校・中学校のPTA、それと道路管理者で総務課のほうから交通安全担当者ということで町内の巡回で確認をしています。

去年は何か所か描き直したところがあるんですけども、何せ規制看板になりますと、これは道路管理者ではできないということで、京都府でこれを描くことはなかなかできない状況です。

実際のところ、お叱りを受けると思うんですけども、警察のほうに何回も何回もお願いはしておるんですけども、警察からの回答では、なかなか予算が回ってこないということで、去年1か所かなり大きなことはしてもらったんですけども、それは原山から湯船に向かっての黄色の線ですね、これをかなり引っ張ってもらえたんですけども、なかなか予算がうまく回ってこなくて、今年も10月1日にありますので、その

場で警察の交通のほうに十分話をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほど畑議員のほうからありましたインフルエンザ予防接種の関係なんですけども、65歳以上の高齢者については、一応、今年度に限ってということではありますけれども、自己負担なしでやっていただくということで、これはこれで今年度としてはよかったというふうに思うんですけども、この間、言っておりますように、これまで乳幼児の予防接種ということではやっていただいていた、1回1,500円を2回まで補助をいただくというふうにしていたんですけども、今回、小学生までは範囲を広げていただくということで早くから表明もいただいていたんですけども、ただ、やはり価格自身は大変高い状況がありまして、大体、今、1回4,000円近くするということもありまして、1,500円といいましても半額にも及ばないという状況があります。

そういう点では、補助制度ができたときに比べましても、負担額が大変上がっているということもありますので、その辺についての対応をぜひしていただきたいということを要望していたと思うんですが、その辺はどのように扱っていただいているかということと、あと、やはり年齢にしても、今、高校生まで、一応、医療費の助成については頑張ってやっていただいているということもありますので、一定それと整合性という大変ですけども、医療に関わることですから、やはり予防接種についてもそこまで一定伸ばしていただくことも含めて検討いただきたいということで、これも要望していたわけですけども、その辺についての検討はどのようにしていただけるかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

乳幼児のインフルエンザの予防接種の補助につきましては、今、岡本議員からもありましたように、6月の定例会のほうで予算提案させていただきまして承認いただきました。これにつきましては、先ほどありましたように、乳幼児から小学校6年生までのお子さんにつきまして拡充させていただいたところでございますが、今現在、先ほど町長からもありました65歳以上の高齢者の無償、これと同様に、今年度、コロナウイルス感染症拡大防止、また同時流行を防ぐという意味から、小学校6年生まで今年度拡充した分の補助を完全無償化にしていくというので、本来でしたら1,500円の2回を接種ということで、1人につき最大で3,000円までの補助でございましたが、これにつきましては、残りの分につきましても全額公費負担でいくということで、今年度につきましては全額無償でいくということでございます。

もう一つ質問がありました医療費につきましては、18歳のところまで無償になっているところで、そこまでのということでございますが、一応、今般、厚生労働省からの通知とか頂いておる中では、やはりインフルエンザの予防接種につきましては65歳以上の高齢者を特に重点的にと。

また、年齢の若い方につきましては、小学校2年生ぐらいまでを特に重点的に監視をしていった中で、予防接種をより多く受けていただいていたほしいというような通知も頂いているところでございます。今年度、小学校6年生まで範囲の拡充をさせていただいたところでございますので、そこまでの範囲で今年度は無償化の中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

分かりました。

いわゆる拡充していった分について、これは一応取りあえず今年度という限定ではありますけれども、負担がないようにということで拡充したこと自身は大変頑張ってもらったというふうに思いますし、それも踏まえて、次年度以降どのようになるか。コロナ自身もどうなるか分からないという状況もありますし、恒常的な制度ということで、一定、新年度に向けてぜひ検討はしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

併せて、高齢者もそうなんですけども、いわゆる一旦負担をしましてね、その領収書を持って償還するというやり方ですとしておられると思うんですけども、医療費などについては、今、窓口ゼロということで、その場でも負担がないというふうにしていただいている分もあります。インフルエンザについても1回払うとすると大変高額になってくるということもありますので、一定いろんな意味での障壁というか、そういうものをなくしていくという意味では、医師会等とのいろんな連携も必要と思うんですけども、窓口のところでも一定軽減をされる、また無償になるというような、そういうことももしできるのであれば、ぜひ工夫をしていただきたいと思いますので、その辺、もしできるのであれば、福祉課長に答弁いただきたいというふうに思います。

それと、総務課長にお聞きしておきたいんですけども、今回、いわゆるコロナ対策の臨時交付金の関係でいいますと、一応、計算したところ、収入面で大体6,000万円ぐらいの臨時交付金が今回収入として入ってきて、それを配分するというふうになっていると思うんですけども、一応、上限額というのが国から示された額があったというふうに思うので、今回6,000万円程度ですけども、これで臨時交付金としては終わるのかどうか、まだ、今後、計画的に残額があるのかどうか、その辺、もし分かれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

医療費の窓口払いの件でございますが、高齢者につきましては、現在も定期接種ということで、一定、医療機関との契約の下にさせていただいている中で、今、1,500円のご負担をいただいていたところでございますので、これにつきましては、窓口での負担が一時的にも支払いがしなくてもいいような体制を取らせていただこうと考えているところでございます。

ただ、小学校6年生まで拡充させていただいた分につきましては、各医療機関との連携というのが今、調整中でございますが、各医療機関ともなかなかそういうような調整が取りにくいというところもございますので、これにつきましては今後まだまだ検討していかなければいけないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで内示をいただいている金額が2億2,598万5,000円でございます。約2億2,600万円でございます。現在、5月の臨時会からこの9月定例会までに上げさせていただきました交付金事業の総額でございますが、2億4,490万6,000円ということで、約2,000万円を上回っているという状況でございますので、全ての事業で予算を全部使い切ってしまうと、これ以上、交付金は充てられないという状況でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

分かりました。

それで、農村振興課長にお聞きしておきたいんですけども、今回新たな臨時交付金を使っただけの事業も新規の事業として幾らか提案をいただいているんですけども、先ほども言いましたように、これも3次にわたっていろいろやっていただいていた中で、農振の関係でいいますと、いわゆる商品券の給付というのをしていただいていた。これが8月末で一応締切りということで終了しているわけですけども、最終的にこれ自身はどこまで行き渡ったのかというのを報告いただきたいということと、それから、まだこれは途中でありますけども、農家への支援金ですね、10月というふうに言っておられましたけども、これが今どの程度まで来ているのか、その辺、報告をいただきたいと思います。

○ 議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

商品券につきましては、この前の委員会でもご報告をさせていただきましたように、今、手元のほうに数字を持っておらないんですけども、97%ほど配布が終わっておるということでございます。

それと、給付金につきましては、昨日現在で202件が給付決定させていただいたところでございます。一応、農業関係ですと230ぐらいはあるかなというふうに見込んでおまして、10月30日が締切りになっておりますので、駆け込みというんですか、まだ来られている方もございますので、まだ何者かは申込みに来られるかなというふうに思っております。

○ 議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

いわゆる商品券なんですけどね、97%と。この前の委員会的时候に報告いただいた分でありまして、あと残り3%の分というのは、10万円の定額給付金がありましたね。かなり詰めていただいて、あと一桁みたいなところぐらいまでは詰めていただいたというところがありますけども、そういうところを見ますと、一応対象は同じですから、そこまでは行ける可能性はあったと思うんです。

そういった点では、これ自身は町自身の独自施策ですので、定額給付金は国の施策なんで、一定3か月という期限があったということで締めざるを得ないという状況があったと思うんですけども、これ自身は町が決めたことなんで、もし期限が来たとしても延ばして、その間にもう一回ちゃんとするということはできることだと思うんですが、そういった残りの分について一人一人ちゃんと決着をつけるという部分で、そこはちゃんと確認して、要りませんか、いませんかいう、どうしようもないような状況ということ以外は全て意思確認できた。その上で締め切られたということによろしいですか。

○ 議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

施設入居者の方につきましては、既に仕方がございませんので、確認はさせていただいておりません。昨日も岡本議員とお会いしましたが、そういった形の中での努力はしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

要は、8月末の段階で一応切られたわけですよ。私、町長にお聞きしておきますけど、さっきから言っているように町がやっていることですから、例えば、もし8月31日まででどうしても決着がつかへん人がいると。ちゃんと意思確認できてませんという人がいるのであれば延ばしたらいいと思うんですよ。例えば、9月末まで延ばすとか、10月末まで延ばすとかいうふうにして、ちゃんと意思確認して、渡せる可能性がある人にはちゃんと渡すというふうにすればいいと思うんです。制度的に期間も延長してやるというふうにすれば十分できるはずですから、その辺は町長、今回せっかく独自にやられたことですから、商品券というのは使われないと意味がないという状況もありますし、渡らないと使えないということもありますから、そういう可能性がある人にちゃんと届けるという意味では町長としては責任を持っていただいて、担当課にも逆上ってでも要綱を変えてでも渡せるような条件をつくっていくということをされたらいいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

岡本議員もご承知いただいていると思うんですが、全てお支払いするという給付金とかいうのは根拠を持って要綱等を持っております。その要綱等については、基準とか手続上のことを全部うたっておりますから、ここで答えさせていただくのは、そういうことであると思います。

ところが、今、岡本議員も質問あったところはですね、町の独自だからということで、その要綱を曲げてというのは答弁できなかったものですから、課長は、昨日、窓口でお話ししてましたということがそこにあるということだと思っております。だから、私は日頃からこういった制度については岡本議員のご質問にも答えたかと思いますが、一番大事なことは、解決していく。住民に寄り添ってこの仕事をしていくというところ

ろでご理解をいただくと。だから、この本会議の中でこうしますよ、というのは答弁はできない。やっぱり、条例、規則、要綱に従って私たちは仕事をしております。そういう意味で、この中には住民に寄り添ってやっていきたいと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点質問させていただきます。

6ページの総務管理費補助金で社会保障税番号制度のシステム整備費補助金のことで、国は今度デジタル庁を発足させることになりました。そして、マイナンバー制度が多分このことでより一層促進されるようなことになると思いますけれども、今現在、和東においてマイナンバーを取得されている数をお聞きしたいです。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付を受けておられる数ということでお答えさせていただきます。

9月13日現在の数字となっておりますが、395件交付させていただいております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

人数からしたら、かなり低いと思いますけれども、これからどのようにこれを拡充していくか、その啓発というものをどのようにされていくのか、その点についても聞きしたいんです。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

マイナンバーカードの交付率のアップということで、市町村に対しまして交付円滑化計画の策定というのが求められております。令和4年度末にほとんどの国民がマイナンバーカードをっておるという状態を想定して、そのために市町村はどのような施策を打つかということで計画を立てております。

その一環といたしまして、本町では昨年末ぐらいから、あらゆる機会を取りましてマイナンバーカード交付の勧奨をさせていただいております。例えば、集団がん検診の会場に担当者が赴きましてご案内をさせていただきましたり、また、今年なかなか十分にはできなかったんですけれども、確定申告の会場におきましてもチラシの配布なり説明をさせていただいているところでございます。今後におきましても、あらゆる機会を通じまして周知等をさせていただきたいと考えております。

また、今回の補正のほうに入れさせていただいているんですけども、コンビニ交付の関係につきましても、交付率の向上にマッチするものというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

総務省だったか、テレビ放送でよくやっているんですけども、マイナポイントですか、5,000ポイントつくということがよく宣伝されております。こういうことも含めて協力的に活動していただきたいと、このように思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

私のほうは皆さん全部質問をされましたので、ちょっと町長にお聞きしたいと思えます。

せんだって9月18日の新聞に載っておりましたけども、読ませていただきます。

「茶カンキン類有効か。コロナ予防研究着手。坑ウイルスなどの効能に着目」というようなことで載っておりました。ちょっと読ませてもらいますと、「『新型コロナウイルス感染症対策で、京都府は17日、京都大と共同で茶に含まれるカテキン類の感染防止効果を確認する研究を進めることを明らかにした。宇治茶の健康機能を広くPRして需要を拡大する狙いもあり、本年度内をめどに研究結果を公表する』、この日の府議会代表質問で西脇知事が答弁した」と載っておりました。

茶業の方は来年も苦しいというような思いを持っておられると思います。しかし、こういうのを書くことでお茶のカテキンをPRされたら非常に巧妙が見えるというような形になってくるかと思えます。それで、町長には、知事をせっついていただいて、早く成果を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回の新聞で報道されたというのは、私も非常にうれしく受け止めさせていただきました。

といいますのは、日頃から私も、駄じゃれやないんですけども、昔から人間に大事なことは言葉で引き継いでおります。お茶に関係して生活の言葉の中にたくさん含まれております。一番代表的なのは、「無茶したらあきませんよ」と。

それと、もう一つは、今もそうなんでしょうけども、この間まで小学校等でお茶でうがいしようとか、そういうことをよくP T Aとかで取り組んできました。そういうことを考えますと、お茶のカテキンがウイルスにいいんじゃないかというのは、これは本当にそのように私も感じておりましたし、新しい副知事が和東町におみえいただいたときもこの話を京都府としてお願いしたいということを申し上げたら、これはいいことですねという返事をいただいております。そういう中でこういう記事が載ったというのは、今、言われますように、生活の中でお茶というのは健康にいいんだと。そういう消費量を上げていく、これは非常に重要なことだと思います。

そういう中で、今やっておりますのは、茶研もそうなんですけども、種類ごとにどこにどうなんかというように次につなげていかなきゃならない。そういうことで、茶主によってもどう変わるのかとか、その辺の研究はこれから続いてやっていかなきゃならん、お願いしていかなきゃならんということで、今、言われますように、この成果を本当に出していただいて、次につなげていけるものを、また、それによって和東町のお茶を中心としたまちづくりの発展につなげていくというのは非常に不可欠だと思いますので、そういう認識をしておりますので、今後ともひとつよろしく願いたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

非常に期待しておりますので、よろしく申し上げます。

ちなみに、私も風邪で喉の調子が悪いときは、番茶に塩を入れてうがいをしたら非常によく聞きますので、皆さんもまた実践していただきたいと思います。

それと、町長、もう1点ですけども、せんだって町長にもお会いしましたが、特定健診に行ってきました。そのときに桐山先生に診ていただいて、先生もかなりくたびれておるといふことで、「誰か代わりがないか」といふようなことを言っておられました。町長にこの間、聞いた話で、「なかなか難しいらしいんです」と言ったら、「わし、しんどいさけ、早う頼むで」といふようなことを言っておられました。

和東町は高齢化率が50%に近づいていると思いますので、やはり診療所はなくてはならない。だから、少々給料が高くても来てもらう必要があると思いますが、その辺、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、住民の中でもいろいろとお願いしておりますのは、かかりつけ医を持ちましょうといふことで、そして、公立病院ではこの近くの山城病院がありますが、これは急性期の病院としてさらに専門性を深めていこうと。今年度からも初診料も違ってくる、こういう体制の中で、かかりつけ医は非常に大事なんですね。そういうときに和東町の中でも急性期とか、そういうところではなしに、日頃からかかりつけ医を持っている。そういうことで和東町の診療所の果たしている役割は非常に重要だといふように思っております。

そこで、医師の確保といふのは非常に大事なことです。早くからいろんな角度から、まず山城病院だとか、京都府立大、京都府もそうですけども、含めて、今、京都府にもお願いしておるんですけども、そういうことを今、進めているところであり

ます。これは前議会のときにも皆さん方にも力をかしてくださいみたいなことを申し上げました。

医師確保というのは非常に今、難しいわけなんですね。この辺のところをどうするか。だから、いろいろ考える中で早急にやらなきゃならんのは、精華町は指定管理で民間の医者がやっておられます。そういうことも含めて広くやっていかなきゃならない。まずは医師の確保ということで、京都府に力をかしていただくということでお願いをしているというのが実情です。さらにいろんなことにこれから早急に取り組んでいかなきゃならないというように思っております。これは重要なことだというように思っております。

それと、先生は定年というのは私ら職員のとにより年数が長くあるわけなんです。それを超えて延長で今お世話になっておるわけなんです。これはいつまでもいきませんから、まずは先生を確保できるまで協力依頼をしております。そういう状況で、非常に厳しい状況にあるということは認識しておりますので、これは一生懸命やっていかなきゃならんと思っておりますので、また、いろいろとその辺の知恵とかをお貸しいただいたら非常にありがたいなとおりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

今度、総合福祉構想というものがありますし、医療設備も今よりも数段充実するかと思います。何より、やはりこういう小さな診療所でしたら全ての分野を診ていかなくちゃならないということで大変な面もあろうかと思いますが、いい先生を迎えられるように努力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほどの茶源郷行政情報配信システムの関係で何点か確認をさせていただきたいんですが、先日の議会の中でもあったかと思うんですが、現在のインターネットで見れるホームページと光ボックスで見れるホームページというものがあるかと思うんですが、お知らせについてなかなか更新されてないとか、いろんな問題もありましたけども、これについては今後更新される中で統一したものにあるのか、今まで同じように分離されるのかというところをお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

実際、ホームページの関係でございますが、検討委員会ということで、昨日、庁内の各課から代表に集まってお集まりいただきまして会議をいたしました。私のほうからも申し上げましたように、なぜ、これまでホームページが更新できてなかったのか、何が問題なのかということで議論をさせていただいたところです。

現在のシステムにつきましては、平成23年、平成24年に導入させていただいたシステムで、相当古く、現在の情報の伝達には向いてない状況です。ですから、今年度中にホームページを更新して、スマートフォンでも見れる。また、職員が更新しやすいようにということで、実際どういうふうになれば更新してもらえるんだろうということで疑問を投げかけましたところ、やはり今それぞれの課ごとに1台しか入力できる端末がない。自分の机のスペースで入力できないという状況がございますので、まず、それを改善したいなと思っております。

それと、併せまして、これまで制限されていた入力方法についても、現在、私たちが使っているパソコンのように入力できるようなシステムに構築できればなど。

それと、併せまして、今回、検討委員会でお話ししてましますのは、議会中継につきましては、光ボックスのシステムしか入っていないということで、1人の委員から、やはりホームページの中でも議会中継等を放映できるような形で考えてほしいというご意見もいただいたところでございます。和東町には防災行政無線、そしてホームページ、光ボックスと三つの情報伝達手段がございますが、それぞれのいいところを生かしながら構築していきたいというふうに考えております。

なお、現在、各検討委員につきましては、自分がこの町のホームページはいいなというところを二つ、三つ挙げて、次回10月1日に会議をするんですけども、そのときに挙げていただいて、みんなで検討していこうという内容で進めているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

やはりホームページのアクセス権限さえ与えればどこからでもいけるのかなと思いますんで、そのあたり、またいろいろ工夫していただいて、より見やすい、常に新しい情報が配信されるようお願いしたいなと思います。

今の部分でいくと、今度のささえあいコミュニティシステムですか、この中でも同じものを見れるということでよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、高山議員のご質問にお答えします。

現在考えておりますN T Tのほうのささえあいコミュニティのシステムにつきまし

ては、当然、インターネットを経由して和東町のホームページにもダイレクトで見れるような形で考えているところでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

前回の臨時会のときでしたかね、高齢者の見守りサポートというようなことでお話しさせていただいたかと思うんですが、これについても、このシステムの更新に合わせて検討をしていくというようなお話だったと思うんですが、そうなりますと、先ほど確認させてもらったように、このシステムを住民の方が使用しようとするとう光回線であるとか、そういったものが必要になるかと思うんですが、そういう見守りが必要な方、特に高齢者の方については、今現在、インターネット回線のつながるような配信がされていないというふうになるかと思うんですが、そのあたりの対応はどのように考えておられますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

本来、見守りが必要な方につきましては、平成23年度から和東町が、直接、職員を雇い上げまして、訪問サービスを行っているところでございます。

これについては、1週間で2日の方もおられれば3日の方もおられるということで、もともとは介護保険の補助金を頂いてやったサービスなんですけども、見守りサービスということで、定期的に職員が訪問をしておるところでございます。当然見守りが必要な方については、この見守りサービスを続けていくということが前提にあります。

併せまして、少し自分で生活ができるという方につきましては、ふれあいサロン等ですね、集会所でやっておられる地域がたくさんございます。そういうところに光ボ

ックスのシステムが入っていれば、その大きなテレビを使って地域包括支援センターなり社協とつながるといようなシステムになりますので、そのあたりでご利用いただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今のふれあいサロンの開催されている場所ということになりますと、大体、公民館とか集会所とかが中心になるかなと思うんですが、個々の家庭ではそういったことはなかなかやりにくいということになるんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

光ボックスを導入していただくという形になりましたら、NTTの光フレッツに契約をしていただかなければならないと。本来でしたら電話代で済むものがプラス3,000円ぐらいかかってくるということでございますので、このあたりをどういうふうに対応していくのがいいのかということ、今後、福祉課と詰めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今後検討していただいたらいいかなと思うんですが、高齢者の方でもアプリを使用される方もおられるかと思いますので、今後、ワンタッチで情報が送れるようなアプ

りの開発であるとか、N T Tあたりでしたらそういったことも研究もされておられると思いますので、今後、各家庭の中で簡単に使用ができるような、そういったものも検討していただけたらなど。

き見守りサポートということで定期的に行っていただいたとしても、その間に何かあるか分からないということもありますので、本人が体調を崩したとか何かのときにはすぐにそういった情報を得られるような、そういう開発を今後進めていただけたらなどと思いますので、ぜひ、そこは今後検討をお願いします。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、質問させていただきます。

ちょっと戻るんですけど、先ほど井上議員のほうから質問がありましたように、マイナンバーの人数が400人も満たないという状態だということをお聞きしたんですけど、何が障害なんですか。

私の認識の中では以前の数字から全然増えてない。だから、ハードルは何なの。先ほどの答弁の中では、いろんな組織的なことをおっしゃっていましたが、問題点については何も触れてない。だから、こういうところを改善してマイナンバーに加入していただく方を増やしていくんだというようなことの具体的な方策をおっしゃっていただかないと、いつまでたってもこの数字が伸びてこないだろうと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの交付の推移なんですけれども、先ほど申しあげました交付円滑化計画というのを昨年秋ぐらいにつくっております。それ以降の推移で申し上げますと、交付につきましては11月30日には269件でございました。その当時に申請されていたのは329件なんですけれども、交付については269件で、10か月ほどたっているのかなと思うんですけれども、先ほど申しあげました395件ということで、10か月で130件程度伸びているのかなというところがございます。

実はこの交付率の計算なんですけど、昨年1月1日現在の人口で縮めております。といいますのは、その後のマイナンバーカードを持って転出、あるいは転入される方もいらっしゃいますので、どの時点で率を抑えたらいいのかというので、昨年1月1日現在の人口で交付率を計算しております。

11月30日でしたら交付率は6.79%、先ほどの9月13日でしたら10.22%で10%を超えたところがございます。実はこれは京都府内で一番低い数字であろうというふうに思われます。

一番低い原因は何かということになると思うんですけれども、独自利用の場面が少ないのかなと。税住民課のほうではマイナンバーカードを利用させていただく場面というのが確定申告のときに利用されるとかいうのがあるかと思うんですけれども、なかなかないんですけれども、そうした独自利用のものが増えていけばいいのかなというふうには考えております。

先ほど申しあげましたコンビニ交付、これにつきましてもマイナンバーカードがないと利用していただけないというものでございますので、それを推進していきたいなと。

また、来年3月からマイナンバーカードに健康保険の保険証機能を持たせるという制度がスタートされます。今回の特別会計の補正のほうにもそのシステム整備の予算を入れさせていただいております。保険証機能を持たせることによりまして、爆発的にはなかなかいかないとは思いますが、それによっても交付率が伸びていくの

かなというふうには考えております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

全住民の1割程度でずっと満足しているような形では、とてもおぼつかないと思いますね。だから、何がと私なりに思うのは、国民が自分のプライバシーを全部さらけ出してしまうと。これは政府に対する信頼感を国民が持ってないのかなと思ったりするんですけど、だから、その辺のPRをもっとしっかりしていかないといけないのと、やはり何らかの強制的みたいなこと、入らざるを得ないような状況をシステム的につくっていく必要も若干あるのかなと思ったりもしておりますが、取りあえずプライバシーを守っていくんだということを全面的に打ち出していけないと、皆さん、そこで腰を引いておられるんじゃないかと思ったりもしています。

まして、これから銀行預金とか、そういうようなところでひもづけにされると、私は問題ないですけども、たくさん貯金口座を持っておられる方は税務署に目をつけられるとか、あからさまになってしまうとか、そういった面で非常に危惧を感じておられると、自己防衛されているんだと、このように感じてますので、その辺のところも十分、府のほうにもお願いして、何らか強制的とは言わないですけども、そういうような形の中でやっていただくようお願いしたいと思います。

こういう状態の中で、コンビニで印鑑証明とか、そういうような抄本を発展していくというふうなことを述べられておりますけども、見てみると、これに参加しておられる自治体は全国には三十五、六ぐらいですか、全部ではないみたいですね。今の状況は全自治体の中でどれぐらい普及をされているのか、その辺お答えいただけますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今ご質問の中にございました三十五、六自治体といたしますのは、本町が応募しました小規模市町村向けコンビニ交付実証事業に参加される自治体が三十五、六でありまして、それではなくて、独自にコンビニ交付を既にされているところは当然ございまして、市町村数は今すぐ出てこないんですが、たしか対象人口としては1億人を超過おったと思います。今の人口との差で2,000万人ぐらいは対象になっていないという状況であるという資料を先ほど見ておりましたので、ご報告させていただきます。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

私が危惧するのは、それをコンビニで発行することについて、かなり設備とか、あるいは手数料とか、今の予算でも六百何万円上がっていますように、大きなお金が必要になってきますね。だから、窓口業務で延長されても月に数人というような状態の中で後ろめた話になりますけども、これだけ投資をして、それも試行期間が2か月と。この先も延長はありますよというふうな話なんだけど、それだけの需要喚起というものが和東町の中で見込んでおられるのか、行政効果がそこまであるのか、そういうようなところの見通しを立てて投資をしていかないと住民サービスにはつながっていかないと思いますね。その辺についてお答えをいただけますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今回のコンビニ交付に関しまして、予算ということで六百数十万円をお願いしております。その中でどれぐらいの見込みがあるかということなんですけれども、京都府

内の町村の平均の交付率というのが15%前後であります。少なくともそこには持っていきたいということで、先ほど申し上げましたような機会をとらまえて周知広報していくと。

もちろんコンビニ交付の実証事業に参加しますということも、ご可決いただきましたら順次広報をしていかないといけないと思うんですけども、それによって交付率を上げていくということで、例えば、住民票でしたら年間1,600通余り交付しております。全て税住民課の窓口で交付しておるんですけども、その実証事業が2か月ですので、12分の2で交付率の目標をその15%は上回るということで16%で設定しまして、2か月で43通という設定をしております。

また、印鑑証明につきましても同じような計算で、年間1,000通出ておりますので、それで計算しますと27通ということで、計で70通で、1通当たり170円の手数料が要りますので、計算させてもらって予算に反映させていただいております。

周知広報ということで、れんけい、あるいはホームページ、防災行政無線、先ほどからも出ております光ボックス、その他可能な限りの媒体を使って広報させていただきたいというふうに考えております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、そういう数字に近づければいいかなと思います。今の状態では絵に描いた餅のような感覚で私は受け止めておりますけども、それは担当課として今後十分に努力していただいて、その数字に近づける、その方向で考えて頑張っていっていただきたいなと思います。

それと、同じ税のことで聞くんですけども、6ページの歳入のほうで、均等割と所得割で4万9,000円と319万1,000円を現年度の課税分で落としておられま

すね。これはどういう理由でこの数字が出てきて、件数的には何件あるのか、その辺教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、現年度課税の調定に合わせた補正をお願いしているところでございます。

大きく言いますと、特に農業所得の減ですね。今年度の課税ですので、令和元年中、昨年1月から12月までの所得の中でも農業所得につきまして、かなり減になっておりますので、課税標準となります所得割の部分で大きな減の要因となっておりますのでございまして、農業所得につきまして、平成31年度の課税ですので、平成30年分でしたら2億3,262万3,750円でした。今年度につきましては8,365万2,3787円ということで、3分の1までとはいかないんですが、かなりな減少になっておりますので、それが大きな要因であるにとらまえております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。

大きな数字ですね。これは見込みで大体把握されている数字になのか、私は理解できないんですが、まだ確定申告も出てないし、どういうところから数字を拾われたのか、その辺のことを後で答弁をいただきたいと思うんです。

引き続きまして、税のことでお伺いしたいんですけど、地方債補正のほうで臨時財政対策債5,660万円を計上されておりますけども、要は、これは前借りの地方交付税の借金になるわけなんですけれど、これはどういうところに必要な金なのか、

それをお伺いしたいのと、今、皆さんが厄介にやっている国勢調査で3,500人から3,800人の間ぐらいになるんかと思うんですけども、人口減によって地方交付税は結構落ち込んでくるかと思えます。それを先食いして、ええわ、ええわで使っていると、これを返すときになると自分の首を絞めているような格好になってくるんじゃないかと、こういうような大変やばいことになってくるのと違うかなと思ったりするんですけども、その辺についての答弁をお願いします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、臨時財政対策債でございますが、この臨時財政対策債は、本来、和東町が地方交付税として国から頂けるべきお金なんです。ただ、国の財政状況が厳しいということで、一旦、市町村に借金をしてもらって、その分、20年にわたって国がまた地方交付税として分割で市町村に入れるという制度でございます。本来でしたら臨時財政対策債はなしで交付税としていただくべきものなんですけども、平成13年、14年ぐらいからこの制度が始まりまして、現在まで約20年間このような制度になっております。

また、国勢調査の人口でございますが、現在、総務課で予想している数字が3,500人を切ってくる数字になるだろうなという予想をしているところでございます。これを交付税に換算しますと約500人減っているということでございますが、この交付税の人口減少分についても、5年間で本来の人口ベースに合わすということなんで、人口に対して2割ずつぐらい交付税が減ってくるのかなという試算をしているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今おっしゃったように、これは特別許された制度だということは理解しているんですけど、先食いみたいな形のように私は考えるわけなんですね。だから、20年間のスパンで考えれば、20年間負債を負っているように感じる。向こうのほうは後で渡すんだとおっしゃるけれども、先にもらった分は減ってるわけですよ。だから、その辺を減ったときによりダメージが地方自治体としてはかかってくるんじゃないかなと、そういう危惧を持って質問をさせていただいたわけです。

それから次に、10ページの地籍調査の委託料、これはどの地域でやられるんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

現在、地籍調査につきましては、井手町、宇治田原町との町界を中心に実施をしております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

さきにそこへ持っていった理由は何かあるんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

地籍調査につきましては、国土交通省が今、実施をしている事業でございます、

実際のところ、公共事業の採択を受けるためには地籍調査でききに土地をある程度確定しなさいというような形になってきます。今回につきましては、城陽井手木津川線、和東井手線の関係の絡みと、それから宇治木屋線のトンネルの絡みを含めまして行っているところが、その境界のところに当たります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

あと幾つかお願いしたいと思いますが、先ほど一定議論がありましたけども、いわゆるマイナンバーカードの関係になります。私も一言だけ言っておきたいんですけど、先ほど岡田議員がいみじくも言われましたけども、なぜ普及しないのかということの答えというのは、信用性がないからなんですね。個人情報をちゃんと守るという、そういうこの制度自身にそういう裏づけがない。その辺の不安というのが払拭できないというのが国民の中に広くあるというね、それは単なる思い込みじゃなくて、具体的に情報漏れがあったりとか、それから、それに付随して、例えば、この間よく問題になっていますように、P a y P a y とかのキャッシュレス決済に関わっての口座から勝手に引き落とされるとか、そういう事故がどんどん起こっていると。ですから、そういった意味で、いろんなそういう個人情報というのが基本的に守られてないという実態から、こういう自分の個人情報の固まりのようなカードを持ち歩くというもの自身に対する不安があるということが根底にあるというふうに思うんです。

その辺で私、確認しておきたいんですけど、いわゆる十何%まで持っていきたくないなんて簡単に言われますけど、行政として、個人番号制、マイナンバー制についてのいわゆる個人情報をちゃんと100%守り切れるというね、何の事故も一切ないという、そういうような保障というのは行政として担保できるのかということなんですよ。実際に何かあったとき、行政で責任が取れる担保でもあるのかということ、そこを担当課長にちゃんと確認しておきたいと。

実際にそういったこの制度が持っている危うさというかね、危険性というのもちやんと認識されているかということなんです。そこも含めて住民の方に、これはぜひ持ってくださいというふうに言われているのかということなんです。ですから、本当に行政的にこれをやっていくということは仕方がないかもしれませんが、国からのいろんなこともあるから、それだったら、いいことばかりじゃなくて、そういう危険性も含めて、両面ちゃんと住民に伝えて、その上で判断してもらおうということは最低限していかないと大変無責任なことになるというように思いますので、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

マイナンバーカードの利用につきまして、マイナンバーカード自体は何の情報も持っておりません。確かに券面事項として住所とか名前とかマイナンバーの数字は記載されておりますけれども、それ以外の情報は基本的には持っておりません。専用の回線に接続して初めて必要な情報を取りにいけるというシステムになっております。その必要な情報を取りにいけるにしても、専用回線の中ではマイナンバー情報、あるいは取ってきた情報につきましては暗号化されております。もし万が一、途中で抜き出されることがあっても何の意味も持たない暗号でございますので、その解読は不可能であると。それが端末に来て初めて意味のある情報になるというシステムになっております。

ただ、おっしゃるように、その辺の広報が弱くて信頼されていない、不安感があるということも一方では事実としてあるかと思っておりますので、おっしゃられるように、こういう危険もあるとかいう形での広報になるのかどうか分かりませんが、一定安心していただけるような広報の展開はさせていただきたいと、そのように考えてお

ります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

例えば、今度コンビニ交付でそれを持っていったら、コンビニへ行ってできるとか、あと、医療の関係の情報をそれで管理するとか、言ったら、今、マイナポイントとかでも、いわゆる買物とかでもポイントがつけられますよとか、そういういろんなことを今、ひもづけにしてやろうとしていると。要は、評判が悪いもんだから、無理やり利益誘導も含めて、そのうち今の菅総理の下でデジタル庁とか言い出したら、ある意味、有無を言わさずと言ったら変ですけど、強制的に持たせるような、そういう方向にもなりかねないと思っていますけども、いずれにしても私が言っているのは、誤解されているんじゃないですよ。実際に情報漏れもあった。実際、意味がないと言われるけども、今度のゆうちょとか、ああいった起こったことは何も想定されなかったわけでしょう、ああいうことが起こるといのはね。そういう意味では、個人情報 を扱う以上は、また、そういったものが集中してくる以上はいろんな事故は避けられないんですね、そういったいろんなことに使おうと思ったら。だから、そういった意味では、無理やりそういったことをPRしてやるのが本当に住民の方のためになるのかということをちゃんと考えて、私はそれはそれでやっていただきたいと思いますので、責任が取れないんだったら無責任なPRはしないほうがいいと思いますので、そこはよく考えていただきたいと思います。

次に、事業者応援給付金の関係なんですけども、先ほどもありましたように、事業者の方、個人・法人関係なく一律5万円ということなんですけども、一定これは支給基準というか、持続化給付金とかは前年度の売上げよりも半額の50%とかいう話がいろいろありましたけども、一定これを給付するという意味では何らかの基準というのは設けられるというふうに伺ったと思うんですけども、その辺はどういうふうに設定さ

れるのか、また、今後どういう段取りで、いつ頃から給付が始まるような段取りなのか、その辺をお願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、補正予算ということで、今回提案をさせていただいております。これを議決いただきました後、一定、交付要綱を当然つくっていかなあきませんので、交付要綱等を整理いたしまして、11月頭ぐらいからの受け付けができたらなと思っておりまして、今、茶業経営の給付金の分につきましては3か月ほど申請期間を持たせていただきましたので、同様ぐらいの期間を持ちたいなと思っております。まだ、要綱等は作成しておりませんので、そういった形ぐらいかというふうに考えております。

また、茶業経営給付金をもらわれた方につきましては、除外ということで、商工業、それから製造業等ですね、茶業でもらっていただいた方以外の事業申告をされている方ということにはいきたいなと思っております。

それと、あと、農業経営の場合につきましては、市場のほうの単価でかなり額が落ちて、50%ぐらい今年の売上高が下がっているのは明確でしたけれども、今回なかなか見えにくいので、一定、持続化給付金みたいな形の中で、収益が落ちておるといような証明をしていただくという形の中での仕組みも考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

具体的な基準というのは分かりにくい分もあったんですけども、基本的にこの間の状況の中で減収しているということが、大ざっぱですけども、基準になのかなと思

ますのでそれはそれでせつかくされるわけですから、広く届くように運営をしていた
だきたいと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、新生児の特別定額給付金のことなんですけども、先ほどありましたように、
4月28日以降の新生児に対して10万円ということで報告がありました。これはこ
れでいいことだと思ふんですけども、ここで町長に提案といいますか、今後のことにな
りますけども、先ほどこういった取組で新生児に対してこういう取組をされるとい
うことで今回やられるんですけども、今、全国でも出産祝い金というのがされている
ところが結構あります。そこを見ていると、5人目とかなったらかなり多額の祝い金
を出しておられるような自治体もありますけども、そこは置いておいて、さきやかで
あったとしても、町としてもこういった取組を踏まえて祝い金制度というものも今後
検討されるきっかけにすればいいんじゃないかなというふうに思っています。

残念ながら、今、年間に20人生まれるかどうかという状況ではあるんですけども、
それでは財源的にもそんなに大きく財政を揺るがすことでもありませんので、今回こ
ういったことをされることをきっかけにして、そういったことも含めて、額とかは検
討されたらいいと思いますけども、そういったことも今度のことをきっかけにやられ
たらどうかと思うんですが、その辺、町長、お考えいかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回この制度というのは、先ほどの交付金という中でのきっかけがあって、補正予
算等をお願いしながら推進してきました。これが日頃ずっとつなげた制度にしていこ
うということになれば、財政制度が十分検討していかないと一遍にいかないという
ところがあります。そういうところを見定めながらやっていかなきゃならんと思うとい
うことは一つはあります。

それと、一つは、国のほうでもこれをきっかけに、過疎地域だとか子育ての問題、少子化の問題、これがいろいろ取り上げて、非常に重要な問題とされております。そういうところも注視しながら和東町に合った施策というのが今度はどうなるというのは、これはやっぱり注視していく必要があるかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、繰り返すようではございますけれども、和東町のまちづくりは、やはり子育てに優しいということを申し上げている中でありますので、常にそういったところを一つの差しにして、そしていろんなことを検討していく必要があるかというふうに思います。

全部はいかないとしても、そういう方向で考えていくというのは私も大事だろうというふうに思っておりますが、今後、国の動きもそういうところにあるかと思っておりますので、繰り返しますが、注視してやらせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、最後です。

○8番（岡本正意君）

それでは、そこはまたぜひ検討いただきたいというふうに思いますし、先日、新聞報道で、政府は来年度、新婚家庭に対する補助というのをもう少し広げてということで、それを採用する自治体を増やしたいというような話もありました。その中身はいろいろ検討は必要だと思いますけれども、こういったことをせっかくされるわけですから、ぜひ、検討をいただきたいというふうに思います。

最後ということなので、大事なことでするので、聞いておきますと、建設事業課長に最後聞いておきたいと思っております。

簡水の関係なんですけれども、先日の決算委員会的时候にも、いわゆる簡易水道の料金について今も検討しているという話がありました。そのとき十分な答弁をいただけてなかったんですけれども、要は、今現在においても検討を進めているということは、

今年、水道委員会は開かれているのか。諮問されるわけですから、開かれて、そこで検討は進んでいるのか、それから、具体的な数字を持って検討をされているのか、そこを今の段階での報告をいただきたいということと、それと、先ほど来、町税についてもまた大きく減収しているという状況の中で、今年こういうコロナですから、さらに来年度の減収も見込まれますし、農家の方も含めて生活が大変だと。介護保険の会計を見ておりましたが、保険料の減収、国保の減収というのもコロナの関係で上がってきております。そういう状況の中で、まさか来年度、令和3年度に値上げなんてことはないと思いますけども、少なくとも令和3年度の料金改定というか、値上げというのではないと、こういう状況の中でまさか考えてないとは思いますが、ないということを確認させていただいていいかどうかですね。具体的には何年度に引き上げるという計画があるのかも含めて、今の段階ではっきりしていることと伺いますか、考えていることがあれば、大変これは大事なことです。曖昧な答弁でなくて、はっきりとした答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

料金の値上げにつきましては、最終的に政策もございまして、私のほうから明言することは避けさせていただきます。

ただ、今おっしゃられました内容についてですが、水道委員会につきましては、今年度も開催はしております。若干のところですが、一定、事務局に預かりの部分もございまして、これにつきましては、どういう具合に値上げをしていくかという根本的なところはもうちょっと検討してほしいということがありましたので、これをもうちょっと検討していかなければならないということでございます。

なぜ、水道料金を値上げしなければならないかということでございますけども、

一番大きな原因は、今までやってきた統合の関係の起債が令和3年度からかなり大きな額になると。膨れ上がるということでございます。これを税収で賄えないとなってきましたと、どこかで賄う必要が出てきます。このことも含めますと、近い将来の値上げというのは避けては通れない状況にあるということは委員さんのほうもご理解をいただいています。

ただ、何回も言いますけども、その中でどの時期に値上げをするかということにつきましては、私のほうでは水道委員会からの答申も上がっておりませんので、その点についてはここでは答弁を避けさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、私のほうで手を挙げたのは、考え方だけはっきりしておきたいなというふうに思っております。

といいますのは、先ほど課長が言いました水道会計そのものの維持というのは、今、起債の返済も当たって非常に大事な厳しいときにあります。和束町の水道の形態というのは皆さんご案内のとおり、均等割というのは非常に多い世帯になってきています。このところへずっと当初から1か月1,500円ぐらいのところを推移してきました。これは1日当たり20円なのか10円なのか分かりませんが、ここへ来て触らなきゃならんというのは、前から委員会でもいろいろその辺のところは指摘されてきている面があります。

そういう意味では、今年度とか早急にと思っただけですが、こういうコロナの問題とかで延びてきましたが、この簡易水道の会計そのものの維持を考えたときには、やはりこの維持という関係で、この基本のところを目を向けながらやっていかないとやっていけないのかなと。そこのところを水道委員会で諮問委員会を設けて十分練っ

ていただきたい。ここを練っていただかんと、何も触れんとやっていくと将来大変なことになりますので、ここを避けて通れない。水道委員会にその辺のところをきちっと議論をしていただきたい。

今、早急に私は諮問していきたいという気持ちは持っているところであります。そういう意味でしないと、このところを回避すると結局は逃げたようになりますので、このところは非常に難しいということでご理解いただきたい。そういう点で、私、手を挙げて述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第38号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第38号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第39号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第40号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第41号 令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第42号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第42号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第5号 通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填による減収対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○8番（岡本正意君）

日本共産党の岡本です。

発議第5号につきまして提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、利用抑制による減収など介護サービスの現場にも深刻な影響を及ぼしております。介護の現場は接触が避けられず、懸命の感染対策

が行われる中でも、これまでも介護施設でのクラスターが全国的にも多く発生しております。

しかし一方で、コロナ禍の中でも、介護は高齢者のみならず、家族の生活を支える上で必要不可欠なケアであり、安定した経営環境と介護サービスの提供を保障する支援が求められております。

ところが、政府がコロナによる減収対策として実施しているのが、デイサービスやショートステイなど通所系サービスの報酬の上乗せ請求を認める、つまり利用者への負担転嫁、負担増による穴埋め措置でした。この措置は、介護現場に混乱を持ち込むもので、支援や対策としてはふさわしくなく、直ちに見直しが必要となっております。

以上のことから、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

発議第5号

通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス
対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填によ
る減収対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和2年9月24日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 小西 啓 様

通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス
対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填によ
る減収対策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、介護事業所の経営にも深刻な影響を及ぼしています。これを受け厚生労働省は、6月1日付「事務連絡文書」において、通所介護や短期入所等のサービスについて利用者の同意を得られた場合、介護報酬の上乗せ請求

を認めるとの方針を示しました。つまり、「コロナ危機」による事業所の減収分を利用者の負担増によって賄うもので、現場では困惑が広がっています。利用者の同意が必要なことから、事業者も利用者も苦渋の判断を迫られるとともに、同意の有無による負担の格差、負担増によるサービス利用の抑制などの問題も発生しています。

そもそも「コロナ危機」は利用者の責任ではなく、利用者への負担増で減収分を賄うやり方は事業者と利用者の信頼関係を損ないかねません。減収対策を行うのであれば公費による補填こそ必要であり、早急に見直しを実施すべきです。当面の措置として、特例適用に当たって利用者への負担増とせず、利用限度額の対象から除外すべきです。政府におかれては、感染の再拡大が見られる下、一刻も早い対策を行うことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。お願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本正意議員。

○ 8 番（岡本正意君）

賛成です。

私は、発議第 5 号に賛成の立場から討論を行います。

今回、厚労省が行った措置の最大の問題は、本来、減収対策というのであれば公費による補填で対応すべきだったところ、介護報酬の上乗せ、つまりは利用者への負担転嫁で穴埋めし、賄っている点です。これは利用者からすれば受けてもいないサービス分の負担を強いられている状態であり、不適切な措置と言えます。

厚労省は、今回の報酬上乗せによる運用を認める条件として利用者の同意を得ることが必要としましたが、これは今回の措置が異例の措置であり、不適切だと事実上認めていることにほかなりません。利用者 1 人 1 人から同意を取るのは事業者であり、精神的にも物理的にも重い負担を強いられます。利用者は同意しないという選択肢はありますが、実際は断りにくい状況があり、負担増を飲まざるを得ないのが実態です。

そもそも同意する、しないで負担に差が生まれるようなやり方は、公平性が担保できず、事業者と利用者の信頼関係を深く傷つけるもので、極めて悪質と言わざるを得ません。コロナによる減収は、事業者にも利用者にも責任はなく、事業所が被るものでも利用者が負担するものでもありません。コロナ禍においても必要不可欠な介護サービスの安定した提供体制を支え、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備することの責任は政府・厚労省にあります。その立場に立って、公費補填による減収対策を行うよう強く求めるべきであり、その立場から本意見書に賛成するものです。

○ 議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

畑議員、賛成ですか、反対ですか。

○ 9 番（畑 武志君）

賛成です。

発議第5号 通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填による減収対策を求める意見書に私は賛成の立場から討論を行います。

今、世界中で蔓延しております新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国を初めとするあらゆる機関で、個人また事業者などに様々な給付金や交付金などを支給し、支援・対策を行っていただいております。しかしながら、介護事業所の経営の深刻な影響について、また厚生労働省は利用者の同意を得られた場合、介護報酬の上乗せを認める方針を出しました。このコロナ禍における事業所のコロナ対策などによる減収については、利用者負担にさせるものではなく、他の支援者や給付金のように国が補填すべきであるものと思っております。ほとんどの方が年金で施設利用料を支払われている中で、今まで以上の負担により必要な介護サービスが受けられない事態が起こらないとも限りません。

このことから、発議第5号 通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填による減収対策を求める意見書について賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第5号 通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填による減収対策を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

同数です。

同数の場合は議長採決をさせていただきます。

賛成者、反対者が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

発議第5号 通所系及び短期入所系介護サービスでの新型コロナウイルス対策による介護報酬の特例措置を見直し、公費補填による減収対策を求める意見書については、議長は否決といたします。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

本議会におきまして、予定させていただきました議案につきましては全て原案どおり可決を戴きまして、本当にありがとうございます。この議会を通じても皆さんからいろいろご意見もいただき、そして議論を交わすことをさせていただきました。皆さんから頂いたこの議論、また、いろんなご意見、これを真摯に受け止めながら、今後の和束町のまちづくりに生かさせていただきたいと、このように思います。

今まさにコロナ禍です。これからウィズコロナの社会に突入すると言われております。今日の新聞では、京都府は一番低いレベルにはなったわけなんです。しかし、緩めることなく引き締めながら、これからもコロナに対峙していかなければならないと、このように考えております。その意味におきましても、これからも皆さん方のご指導、ご協力することを切にお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これもちまして、令和2年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後2時43分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 畑 武 志